

滋賀県公債管理特別会計条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 57 号）による小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和 31 年法律第 115 号）の廃止により、同法に基づく小規模企業者等設備導入資金貸付事業が廃止されるとともに廃止に伴う経過措置が設けられたことに伴い、滋賀県公債管理特別会計条例（平成 13 年滋賀県条例第 15 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 小規模企業者等設備導入資金貸付事業の経理に関する特別会計の根拠規定を改めることとします。（第 2 条関係）
- (2) この条例は、平成 27 年 3 月 31 日から施行することとします。

滋賀県公債管理特別会計条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略</p> <p>(歳入および歳出)</p> <p>第2条 この会計においては、一般会計および特別会計(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第36条第1項、<u>小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和31年法律第115号)第10条第1項</u>、<u>林業・木材産業改善資金助成法(昭和51年法律第42号)第13条第1項</u>および地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第17条ならびに滋賀県就農支援資金貸付事業等特別会計条例(平成23年滋賀県条例第11号)第1条の規定により設置された特別会計を除く。)からの繰入金、地方債収入その他の収入をもってその歳入とし、地方債の元利償還金その他の支出をもってその歳出とする。</p>	<p>第1条 省略</p> <p>(歳入および歳出)</p> <p>第2条 この会計においては、一般会計および特別会計(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第36条第1項、<u>小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律(平成25年法律第57号)附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第9条の規定による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和31年法律第115号)第3条第1項に規定する小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る同法第10条第1項</u>、<u>林業・木材産業改善資金助成法(昭和51年法律第42号)第13条第1項</u>および地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第17条ならびに滋賀県就農支援資金貸付事業等特別会計条例(平成23年滋賀県条例第11号)第1条の規定により設置された特別会計を除く。)からの繰入金、地方債収入その他の収入をもってその歳入とし、地方債の元利償還金その他の支出をもってその歳出とする。</p>